

ローレルコート真美ヶ丘団地管理規約(第4章用法第16条)改定比較表

現 行 規 約	改 定 規 約
<p style="text-align: center;">第 4 章 用 法</p> <p>(使用細則)</p> <p>第16条 対象物件については、別に使用細則を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">使用細則</p> <p>(専有部分内工事)</p> <p>第8条 各区分所有者は、各自の専有部分であっても、他の居住者に影響を及ぼす恐れのある工事を行う際は、前もって管理者に許可を得なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 用 法</p> <p>(使用細則)</p> <p>第 16 条 対象物件については、別に使用細則を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">使用細則</p> <p>(専有部分内工事)</p> <p>第 8 条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え(以下「修繕」という。)を行おうとするときは、工事着工の2週間前までに、理事長(第 35 条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。</p> <p>与してはならない。</p> <p>2. 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程</p>
	<p>表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>3. 理事長は、第 1 項の規定による申請について、承認しようとするとき、又は、不承認しようとするときは、理事会(第 48 条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議を経なければならない。</p> <p>4. 第 1 項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係わる共用部分の工事を行うことができる。</p> <p>5. 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施工に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立入り、必要な調査を行う。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。</p>

※この条文は、平成9年改定の中高層共同住宅標準管理規約の内容に準じております。

専有部分修繕等工事に関する申請書・誓約書

平成 年 月 日

理事長 殿

申請者(区分所有者)

(住戸番号) 棟 号室

(氏 名) ④

(電話番号)

1. 作業実施日(予定) 自 月 日 至 月 日

2. 作業場所(修繕する室名 例…リビングルーム)

3. 作業内容(仕様)

4. 施工会社(現場責任者名) TEL

私はローレルコート真美ヶ丘団地 棟 号室の専有部分の修繕工事にあたり、管理規約第16条使用細則8条に基づき、下記条件を遵守することを誓約し、工事着工の許可を申請いたします。

記

- ① 着工前には上下階、左右等の住戸に説明いたします。
- ② 騒音問題が発生した場合は、申請者である区分所有者が責任をもって、誠実に騒音対策を実施いたします。
- ③ 万一、騒音問題が解決しない場合は、組合の指示に基づき原状復帰の工事、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施いたします。
- ④ 床仕上のフローリング等の遮音性能(日本建築学会の基準)についてはL-45(軽量床衝撃音)以上の性能を確保できる工法とします。

以上

平成 年 月

上記、誓約書に基づく修繕等工事の着手を承認します。

ローレルコート真美ヶ丘団地管理組合

理事長

④